

会 議 録

和光市公平委員会

招集日時		令和8年7月7日（火）午後1時30分			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時 間	午後1時25分	職・氏名	委員長 石井 多恵	
	閉会	時 間	午後 2 時 6 分	職・氏名	委員長 石井 多恵	
参 与 者		委 員 長	石井 多恵	委 員	樫沢利博、出口かおり	
出席書記		斎藤幸子、高橋和久、舟越るい			会議録作成者	箭原友美
備 考						
議 事						
石井委員長		ただいまから、令和8年第2回公平委員会を開催いたします。 本日の議題は、議案第2号「職員団体登録事項の変更について」及び議案第3号「和光市公平委員会公印規程の一部を改正することについて」の2件です。 まず、事務局から議案第2号の説明をお願いいたします。				
斉藤局長		議案第2号職員団体登録事項の変更についてについてご説明いたします。 地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、職員団体の登録事項変更届が提出されたことから、これを受理し、登録することの承認を求めるものでございます。 令和8年6月26日付けて和光市職員労働組合から提出された職員団体登録事項変更届出書について事務局で内容の審査を行い、届出にかかる要件や書類に不備がないことを確認いたしました。また、任期満了に伴う役員選挙を本年5月27日に告示し6月17日から18日にかけて投票が行われ、構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で役員が選出されています。 なお、執行委員と特別委員は合わせて23名おり、この内特別執行委員として4名が埼玉県本部と新座市から指導と援助を職務として就任しております。 説明は以上になります。				

石井委員長	議案第２号の説明が終わりました。これにつきまして何かご意見等がございましたらお願いいたします。
両委員	ありません。
石井委員長	それでは、議案第２号「職員団体登録事項の変更について」は承認でよろしいでしょうか。
両委員	異議なし。
石井委員長	こちらの議案は、承認といたします。
	次に、議案第３号「和光市公平委員会公印規程の一部を改正することについて」事務局から説明をお願いいたします。
斉藤局長	議案第３号「和光市公平委員会公印規程の一部を改正することについて」ご説明いたします。 これまで公平委員会等、行政委員会においては文書管理に係る規程等がございませんでしたので、市長部局からの依頼を受け新たに制定するものでございます。 文書管理の統一的な運用を図るため、市長部局で定める「和光市文書規程」の例によるものとし、「和光市公平委員会公印規程」を改正する案としております。その上で、規程の下位に「和光市公平委員会公印及び文書に関する要領」を制定することで、公平委員会局長の判断において、自律的に運用できる体制を整え、公平委員会の独立性を確保しております。要領は内規となるため、委員の皆さまの承認を頂きましたら本日、委員長決裁で制定させていただきたいと存じます。 説明は以上になります。
石井委員長	議案第３号の説明が終わりましたが、こちらについて何かご意見等ございましたらお願いいたします。
樫沢委員	要領というものは市が設けるものか。そもそも要領とは何か。法的な位置づけとしてはどういうものか。決裁権者は市長になるのか。

高橋書記	公平委員会の内規となります。
樫沢委員	公平委員会としては、この要領案が初めてになると思うが、これは市の要領を参考にして作ったという事か。
高橋書記	市の文書規程はもともと規定されており、今回、和光市文書規程を準用する形になります。公平委員会は市の運用と異なる部分があり、その異なる部分について、公平委員会で定める内容がこの要領案になります。
樫沢委員	しつこく聞くようだが、例えば要領案第４「ただし、文書の性質又は内容により、市名、市役所名、公平委員会名又は公平委員会局長名を用いることができる」とあるが、公平委員会は、市長や市役所の名前を使えるのか。この部分は何を言っているのか。 要領案第５「起案のうち、総務課長及び総務部長に合議しその審査を受けるものは、条例及び議会に提出する議案とする」とあるが、何故総務課長や総務部長を合議する必要があるのか。何を言っているのかわからない。 要領案第６「保存する文書のうち、公平委員会局長が必要と認めるものは、公平委員会において文書の保存を行うことができる」とあるが、局長というのは、文書に対してこれだけの権限があるのか。これも何を言っているのかわからない。 要領案第７「公平委員会局長は、公平委員会において保存することとした文書について、文書の保存年限が経過したときは、その文書の廃棄を決定するものとする」とあるが、これも何を言っているかわからない。 市の要領としてこれがあるならわかるが、なぜ公平委員会が市の要領と同じような教則で書かれているのか、意味するところがわからない。
高橋書記	こちらの要領案の内容は、市の文書管理規程の取り扱いと異なる部分について、お示ししたものです。 例えば保存・廃棄では、通常の保存・廃棄の流れは、文書管理を担っている総務課へ文書を引継ぎ、総務課で保存管理、最後に文書を廃棄するが、公平委員会には、他の職員の目に触れることが望ましくない申出関連の文書があり、この文書を公平委員会で保管しています。この部分について運用が異なっているため、公平委員会局長の判断において文書を保存し、年限が来たと

	ころで廃棄する運用とするものです。こうした市の文書管理規程と異なった運用の部分についてお示ししたものが、この要領案となります。
檜沢委員	文書の廃棄は、分かったような気がするが、では、公平委員会は局長に対してこういう権限を委譲するということか。
高橋書記	そういう部分も含めます。
檜沢委員	やはりこれだと規程の体系としておかしいのではないか。委員会としてこういうものについては局長に移譲するというものがあり、それを踏まえてこの案ができてないといけないのではないか。そこが抜けているのではないですか。 ようやくわかった。市の規程と違う事をやろうとしているから、違う部分については、事務方の局長がやりますと、こういう事を言っていると言う事か。でもそのことを委員会として移譲するそもそものがないのではないか。
石井委員長	そうすると、趣旨としては、この要領案第2で定められた公平委員会局長というこの役職者が、色々な権限を有するとありますが、それを公平委員会から公平委員会局長に文書の保存・廃棄等の権限を委譲しますという事を今回定める必要があるという事。 後は要領案第5にある総務課長や総務部長と合議するということですね。これも先ほど、どういう意味か分からないとご意見がありましたが、この総務課長と総務部長と合議しなければいけない理由というのは何かあるのでしょうか。
高橋書記	条例の提案権を有するのは、市長のみになります。議案として議長に提案するのは市長になりますので、公平委員会委員長の決裁を得た後に、合議という事で市長部局の総務課長、総務部長の合議をいただくというところを明記したものにします。
檜沢委員	和光市文書規程第4条にある別の定めというのが、この要領案という事ですよね。体系上はそうですね。
舟越書記	仰るとおりです。

檉沢委員	別の定めがある場合を除きと書いてあるのだから、次としては、別の定めとしてはこういうものをもってきて、こういうものについて、別の定めを公平委員会で承認し、実際の実施については、事務局長に移譲すると、そういう体系にしないとおかしいのではないですか。別の定めと言っているだけで規程として体系が完結していない。これだと別の定めになっていないのではないですか、と言っているんです。
石井委員長	今回この規程及び要領案を出していただいたわけですが、この要領案の内容については、もう少し審議の必要があるかと思います。 あと檉沢委員のご意見の要領案第4についてですが、公平委員会としての文書であるにも関わらず、市役所名など公平委員会ではない名前で出すことができるという状況とは、具体的にはどういった場合があるのでしょうか。
高橋書記	事例は少ないと思いますが、契約や財務行為、支払い行為は市長に権限がありますので、例えば公平委員会で契約を結ぶ際は市長名での契約となります。
舟越書記	市名というところでは、例えば、埼玉県から何か調査などの照会が来た際に、和光市として回答する場合があります、そういった時に市名を使う事があります。
檉沢委員	公平委員会には行為責任がない。したがって契約は結べない、お金は払えないという事だが、普通はすべての行為は委員長名になる。ただ、体系上は公平委員会の長であるが、地方自治法に基づいて、職員の人権を守るためには、委員長個人としての責任は及ばないような体系にしておく必要がある。市から独立した委員会なわけだが、お金の勘定だとか、契約は市長名だから市長名になりますというのは、これは極めておかしい。 本当の体系から言ったら、委員長名にするべきです。それで公平委員会と市の間で別途、契約を結んで公平委員会の雇用については市長になんとか、、、という形にしないと、公平委員会と言っているけど最終的には市長が決めるという事になりますよ。建付け上それでいいんですか。という事が私の言いたい事です。これでは公平委員会として承認はできない。

石井委員長	ありがとうございます。
出口委員	今の内容は、実際、規程の建前としては公平委員長名になるのが常だけれども、実情、事務方では市長名のものも作っている実態があるというところですね。それは、事実上、市長部局で決裁をする項目の文書の下書きを事務局で行っているだけだと思いますので、確かに、そこを規程として、書く必要はないのではないかと。私が思いついた例でいうと、この間まで行っていた裁判の弁護士費用については市長部局で支出されていると思いますが、事実上の決裁文書みたいなものは、こちらで作成されたと言う事でしょうか。ただそれは、事実上行っているだけであって、規程に書き込む話ではないのではないかと思います。市長部局の方は公平委員会の判断を基本的には尊重して予算を支出しているだけだと思いますので、市の名前とか市役所名というところまで用いることができる書く必要があるのかというのは、確かに、どうなんでしょうか。
樫沢委員	こういうのは、「市の文書規程の例による」でまとめてしまえばよいと思います。
石井委員長	そうしますと、要領案第４の但し書きは削除しても構わないという事でしょうか。
出口委員	委員長名または、公平委員会名を用いることができる、で終わらせてもよいのではないのでしょうか。
樫沢委員	後は例による、にしまえば。
高橋書記	仰っていただいたとおり、和光市文書規程には発信者名として、市役所名というのが入っていますので、ここは記載がなくても差し支えはないと考えます。
石井委員長	そうしましたらこの要領案第４につきまして、公平委員会委員長または公平委員会局長名を用いるものとするとして、但し書き以下は削除するというのはどうでしょうか、というご提案がありました。 後は、公平委員会が公平委員会局長に文書に関する権限を委譲するというも

	のを内部規程に入れる必要がある、そういうお話でよろしいでしょうか。他に何か付け加えるべき観点はございますか。
樫沢委員	発信者名は、但し書き以下は削除してもよいのではないですか。
出口委員	公平委員会委員長名を用いる、だけとするか、あるいは、市名・市役所名を削るかどうかと言うところですかね。
樫沢委員	局長名を残すということですね。
石井委員長	但し書きの市名・市役所名だけを削るというのは。
出口委員	今のお話だと、埼玉県から公平委員会へ回答を求めるような文書は、和光市で答えているという事ですね。そこが、公平委員会ではなく、和光市になるということですね。
石井委員長	なぜ和光市公平委員会とか和光市公平委員長で答えてはいけないのでしょうか。
出口委員	和光市役所の名称で文書を作ることがあるのかが、わからない点です。
高橋書記	市長部局が取りまとめをするような照会の中に、公平委員会の活動状況を答える事がありますが、それを一括して和光市として回答している事務上の流れがあります。想定の一つとしてはそういったところになります。
出口委員	なるほど、そうすると公平委員会だけに照会がきているものではなく、最終的に市として首長部局で取りまとめているものがあるという事ですね。
高橋書記	そうです。
石井委員長	そうすると、それは、そもそも公平委員会の文書ではないのではないのでしょうか。
樫沢委員	従来どおりで構いませんが、市の文書規程に含むという解釈で、市名や市役

	所名を別の但し書きにする必要はないのではないですか。
出口委員	もしそういう場面が結果としてなさそうであれば。 要領案第４で決めてしまうと、この和光市文書管理規程第１７条の但し書きは、ある意味適用されないというか。
樫沢委員	文書の性質または内容により、というのを削って、ここで何か広くとれるような文言にすれば、よいと思いますが、市名、市役所名が唐突に感じる。
出口委員	確かに不思議な感じはします。
樫沢委員	ここだけ削ると、なにか問題はあるんですか。
高橋書記	委員の仰るとおり、想定する場面も少ないですし、使うとしても基となる和光市文書管理規程に市名、市役所名が入っていますので。
樫沢委員	私はそれでよいと思います。
石井委員長	そうですね、そもそも市の名前を出さなければいけないというものは、もはや公平委員会だけのものではなく、市の文書として扱わなければいけないと思います。これはすでに和光市公平委員会公印及び文書に関する要領の範囲外ではないか、という考え方が大いにあり得ると思います。 では、この要領案第４につきましては、但し書きの市名、市役所名を削除する。要するに文書の発信者名は公平委員会委員長名を用いるものとする。 ただし、文書の性質、または内容により、公平委員会名または公平委員会局長名を用いることができる。という内容はいかがでしょうかというのが、公平委員会からの代案です。
樫沢委員	問題がなければ、要領案第４はこれでよいと思います。
石井委員長	あとは局長に権限を委譲するという内容について、それをどこかに入れるという事です。
樫沢委員	それは、新たに要領案第１にするのか、要領案第８にするのか。その文言を

	つくればよい。
出口委員	これは事務方の文書管理であって、意思決定に関する規程ではない。和光市文書規程にも権限移譲の規定がこれ自体にはなく、市長が権限を委譲するという規定もない。事務方で文書管理をこうしますというものになるから。
樫沢委員	仰るとおり。そうすると、公平委員会局長は公平委員会の事務を総括する、という文言はどうですか。
出口委員	そのような感じを前提にして、文書主任というのもあくまで文書管理上のファイリングの話で文書管理の話になるので。実際のファイリングは公平委員会の職員が行い、要領案第5の条例とか議会に提出する議案のみ総務課長や総務部長に合議するという話は、確かに本来の文書規程にはない規程なので珍しいですが。
樫沢委員	合議する、というのは誰が合議するのかわからない。
出口委員	仰るとおり。条例及び議会に提出する議案については、総務課長及び総務部長の審査を受けるものとする、ぐらいであればなんとなく分かるが、起案文書が主語になっている。確かに、文書管理の建前からするとそうではあります。 起案文書のうち、条例および議会に提出する議案については、総務課長及び総務部長に合議しその審査を受ける、のような感じではどうでしょうか。
石井委員長	確かにその方が、日本語として自然ですね。
樫沢委員	総務課長や総務部長が、一つのプロセスにおけるチェック機能になる、という位置づけですね。法制局という事です。
石井委員長	メールで構いませんので、そこを含め再度、修正案を出していただきたいと思います。どういう書き方にするか、要領案第2、第4、局長の位置づけなど、具体的な文案をつくりながら、議論した方がよいと思いますので、これは継続審議にいたします。よろしいでしょうか。

檜沢委員	要領案第６もそうですね。
出口委員	要領案第６は、おそらく市長部局ではなく、公平委員会において文書の保存や破棄ができるという趣旨の規定で、今までもそうされてきたものを確認したという事でしょうか。
高橋書記	そうですね。今までも運用としては、行っていましたが、きちんとした定めがなかったため、これを機に定めるものです。
出口委員	自治体によっては、文書管理規程という内規ではなくて、条例で定めているところも出てきている中なので、規程化は必須なんでしょうが。 この保存年限が経過したときは廃棄する、というときの保存年限は、この和光市文書規程による、ということですね。
檜沢委員	局長というものはこうなんですよと、これとこれができるんですよというのを明記すればよいのではないですか。
高橋書記	修正としてご提案いただいた内容としては、３点でしょうか。 公平委員会における局長の権限、位置づけ。 要領案第４の発信者名のところの市名、市役所名を削除する。 要領案第５の趣旨はこのまま、言い回しの部分を変える、というこの３点という事でよろしいでしょうか。
檜沢委員	私はそれで結構です。
石井委員長	それでは、そういう形で事務局の皆様にご協力をいただいて、修正案を進めていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の２件の議案は終了となりますが、事務局から何かご連絡はございますか。
斉藤局長	特にございません。
高橋書記	この要領の修正案は、事務局で別途作成したものを、皆様にお送りして見ていただくという流れでよろしいでしょうか。

檜沢委員	書面にしましょう。修正案で合意すれば、書面で承認し、わざわざ集まらなくてもよい。
高橋書記	承知しました。
舟越書記	規程案の方は、こちらで承認いただいたということによろしいでしょうか。
檜沢委員	規程だけではなく、要領案とパッケージになるから、全て整ってからになる。
石井委員長	よろしいでしょうか。他に何かございますか。 なければ、本日の委員会を閉会いたします。